（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年環境省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の改正規定中「、同号ワ中「限る。」の下に「以下同じ。」を加え」を削る。

第五条の改正規定中「様式七の二」を「様式第七の二」に改める。

第十条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第三項第三号ニ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条の次に八条を加える改正規定中「訓練場」の下に「（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を行おうとする者に限る。）」を加え、同改正規定中「第十条の五第三項各号」を「第十条の五第二項各号」に改める。

様式第一の改正規定を次のように改める。

様式第一を次のように改める。

様式第１（第２条第１項関係）

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

申請者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

第一種動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第２項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の申請をします。

記

1　事業所の名称			
2　事業所の所在地			電話番号
3　動物取扱責任者		⑴氏名	
		⑵要件	□実務経験（　　年、経験場所：　　） □教　　育（教育機関等：　　） □資　　格（団体等：　　）
4　第一種動物取扱業の種別			□販売／□保管／□貸出し／□訓練／□展示 □その他（　　） （飼養施設の有無：□有　□無　）
5　業務の内容及び実施の方法	⑴業務の具体的内容		
	⑵実施の方法		別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）
6　主として取り扱う動物の種類及び数	⑴哺乳類		
	⑵鳥　類		
	⑶爬虫類		
7　飼養施設（施設を有する場合）	⑴所在地		
	⑵構造及び規模	①建築構造	□木造／□木造モルタル造／□鉄骨鉄筋コンクリート造／□鉄筋コンクリート造／□コンクリートブロック造 □その他（　　）
		②延床面積	㎡
		③敷地面積	㎡
		④材質　床面	
		④材質　壁面	
		⑤設備の種類	□ケージ等（　　個） □照明設備／□給水設備／□排水設備／□洗浄設備／□消毒設備／□廃棄物の集積設備／□動物の死体の一時保管場所／□餌の保管設備／□清掃設備／□空調設備／□遮光等の設備／□訓練場
	⑶管理の方法		
8　営業の開始年月日			年　月　日
9　権原の有無	①事業所		□有　□無
	②飼養施設		□有　□無
10　事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）	⑴氏名		
	⑵要件		□実務経験（　　年、経験場所：　　） □教　　育（教育機関等：　　） □資　　格（団体等：　　）
11　事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	⑴氏名		
	⑵要件		□実務経験（　　年、経験場所：　　） □教　　育（教育機関等：　　） □資　　格（団体等：　　）
12　営業時間			時から　時までの間
13　犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画			別記２のとおり（犬猫等販売業者に限る。）
14　添付書類			□登記事項証明書／□申請者が法第12条第１項第１号から第６号までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第６号までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図／□役員の氏名及び住所／□犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） □その他（　　）
15　備考			